

## 「政治資金監査に関する研修実施要領」等の改正について(案)

### 1 趣 旨

政治資金規正法第19条の27第1項の政治資金監査に関する研修の実施方法等を定めた「政治資金監査に関する研修実施要領」(平成20年12月10日 政治資金適正化委員会決定)及び同法第19条の30第1項第3号に基づきフォローアップ研修の実施方法等を定めた「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施要領」(平成26年3月28日 政治資金適正化委員会決定)について、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

- ① 研修内容に沿った改正
- ② 別紙様式の追加
- ③ その他文言整理等所要の改正

### 3 施行日

平成30年8月9日